

## 利害関係者の意見書に対する函館市の見解

### 1. 利害関係者の意見書の提出制度について

#### 経緯

利害関係者の意見書の提出については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の平成9年の改正の際に規定された制度です。

#### 参考

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（産業廃棄物処理施設）

第15条 産業廃棄物処理施設（中略）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

6 第4項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

#### 意見を求める趣旨について

利害関係者の意見を求める趣旨については、環境省平成10年5月7日衛環第37号および生衛発第780号通知に記載のとおり、『施設の設置予定場所の周辺住民等がその生活体験に基づく生活環境に関する情報を有していると考えられることから、より正確な審査を行うために必要な生活環境の保全上の見地からの意見を求めるもの。』であり、『施設の設置に対する単純な賛否を求めるものではないこと。』となっています。

なお、廃棄物処理法に基づく環境影響評価や利害関係者の意見書の提出制度は、環境影響評価法および北海道環境影響評価条例に基づく環境保全の見地からの意見書の提出制度とは、異なるものであり、意見書の公開や意見書への見解等を示すといった規定はありません。あくまでも、廃棄物処理施設の設置に関し、市や専門家がより正確な審査を行うために実施するものです。

### 2. 意見書募集期間および提出者数について

#### 意見書募集期間

意見書については、平成24年10月22日から同年12月6日まで募集しました。

#### 意見提出者数

募集期間内の提出者は38人でした。

### 3．意見書の主な内容について

意見書の内容については、そのほとんどが計画地において事故や大災害が発生した際の環境汚染等の懸念に基づき『施設の不許可を求めるもの』であり、法の趣旨に合致する『生活環境の保全上の見地からの意見』は見受けられませんでした。

#### 意見書の主な内容について

意見書に記載されている意見の主な内容を分類すると以下の通りとなりました。

遮水シートの耐久性への懸念	( 17 人 )
ダイオキシンによる環境汚染への懸念	( 16 人 )
地すべりの発生への懸念	( 15 人 )
アスベストによる環境汚染への懸念	( 11 人 )
事故時の環境汚染による健康被害等への懸念	( 10 人 )
事故時の責任の所在に関する懸念	( 10 人 )
事故時の市の責任問題、財政負担増大への懸念	( 8 人 )
事業者の倒産等に対する懸念	( 8 人 )
農産物への風評被害発生の懸念	( 6 人 )

### 4．利害関係者の意見書に対する市の見解について

利害関係者からの意見書の募集は、廃棄物処理法の規定に基づき、市や専門家がより正確な審査を行うため実施したものであり、廃棄物処理法には意見書に記載された事項等について利害関係者に回答しなければならないという規定はありません。また、産業廃棄物処理施設の設置に関する事務は、地方自治法に規定する「第1号法定受託事務」であることから、パブリックコメント（意見公募）手続として意見を募集したものではありません。

したがって、他の自治体においても利害関係者の意見書に対し回答している事例はほとんどありません。

しかしながら、函館市といたしましては、積極的に情報公開を行い、透明性を確保し、ひいては住民の不安解消を図ることを目的に、意見書として寄せられた懸念事項のうち、廃棄物処理法に関連するものについて、以下のとおりの見解であることをお示しします。

なお、廃棄物処理法と関連のない意見については、内容を勘案したうえで、必要に応じ関係部局には伝えていることを申し添えます。

事故発生等の未然防止に関する基本的な考え方について

意見書の内容については、そのほとんどが廃棄物処理施設の事故や計画地での大災害が発生した際の環境汚染等を懸念するものでした。

市としては、事故などの発生を未然に防ぐためには、事業者が施設の維持管理を適切に行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）を始めとする環境法令の基準を満たすことが原則と考えています。このため、法に基づき、検査権限を有している市としては、定期的または抜き打ちで立入検査を行い、事業者が適正な処理を行っているか、厳格に監視をしていきます。

また、計画地周辺の住民や事業者の生活環境を保全するためには、情報公開を積極的に行うことにより、廃棄物処理施設の稼働状況の透明性を高めることが重要であると考えますので、事業者が行った検査結果について、事業者が閲覧に応じる、あるいはインターネットで公表するのはもちろんのこと、市としても、法の規定にはありませんが、独自に行政検査を実施し、その結果をインターネットで公表していきたいと考えております。

最終処分場に使用する遮水シートの耐久性への懸念について

法には、遮水シートに関する構造基準上の耐用年数に関する規定はありません。

遮水シートの耐用年数につきましては、メーカー団体の「日本遮水工協会」の自主基準では、耐用年数は15年とされていますが、平成15年の福岡高等裁判所の判決では、「評価試験においては、少なくとも、太陽光線、熱、オゾン、酸、アルカリに対して50年以上の耐久性を有していることが認められる。」とされています。

なお、この度計画されている処分場では、埋立中の区画に覆蓋施設（屋根）を設けることから、太陽光線の影響を受けにくい構造となっております。

ダイオキシンによる環境汚染への懸念について

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。そのため、環境中には広く存在しますが、量は非常にわずかです。

函館市では、市内の一般環境中のダイオキシン類濃度を把握するために、大気・土壌・水質および底質中の測定を行っており、毎年度「函館市環境白書」においてその結果を公表しておりますが、全ての項目でダイオキシン類対策特別措置法に規定する環境基準を大きく下回っています。

廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の発生を抑制するために、法において焼却炉の構造や維持管理において厳しい規制がなされており、この度計画されている焼却炉も、法の基準に則した計画となっております。なお、市が設置します一般廃棄物焼却炉も同様の基準が適用されています。

これらの取り組みにより、ダイオキシン類は日本全国の総排出量が平成22年には、平成9年と比べて約98%削減されました。

なお、仮に焼却炉から排出される燃焼ガスに含まれるダイオキシン類が法に定める規制基準値を超えるような事態が発生した場合には、市は、施設の改善に必要な期間の停止、または施設の改善が不可能な場合は許可を取消す行政処分を行うこととなります。

#### 計画地における地すべりの危険性について

意見書の中には、計画地は非常にもろい地盤なので地すべりの危険性があるのではという意見と、過去に地すべりを起こした痕跡があるため、再び地すべりを起こす可能性が高いのではという大きく2つの意見がありました。

一つ目の計画地が非常にもろい地盤であるとの指摘につきましては、事業者の行ったボーリング調査の結果や、他の学術資料を見ても、計画地の地盤がとくに地すべりを起こしやすい地質・地質構造からなっているという事実はありませんでした。

二つ目の過去に地すべりを起こした痕跡があるとの指摘につきましては、計画地の過去の空中写真や現況図を調べましたが、地すべり地形の特徴である滑落崖や移動体の存在など、その痕跡を示すものは見受けられませんでした。

また、地すべり地形の分布について、地すべり学会北海道支部と独立行政法人 防災科学技術研究所の2つの機関が「地すべり地形分布図」という形で発表しておりますが、いずれの機関の調査結果においても、計画地には地すべり地形は記載されておられません。

以上のことから、市といたしましては、施設の計画地において、地すべりが発生する可能性は極めて低いものと考えます。

#### 廃石綿等（アスベスト）による環境汚染への懸念について

法の規定では、廃石綿等の収集運搬は、大気中に飛散しないように、あらかじめ、固形化、薬剤による安定化、薬液等による湿潤化などを講じた後、耐水性の材料で二重に梱包した状態で行うこととされております。また、廃石綿等を埋立てる際には、その状態のまま埋め立てし、廃石綿等が埋立地の外に飛散・流出しないように、その表面を土砂で覆うこととなっています。

また、この度計画されている処分場では、埋立中の区画に覆蓋施設（屋根）を設けることとしております。

これらにより、収集運搬中や埋立時において、廃石綿等が飛散・流出することはないものと考えます。

事故時の環境汚染による健康被害等への懸念について

事故時の責任の所在に関する懸念について

事故時の市の責任問題、財政負担増大への懸念について

市は、事業者への立入検査等を適宜適切に行うことにより、事故防止に努めるとともに、仮に法に規定する処理基準に適合しないような処理が行われている場合には、事業者に対し、法に基づく改善命令を行うほか、生活環境の保全上支障が生じ、または生ずるおそれがある場合には、法に基づく措置命令を行うなど、これらを適切に実施することにより、生活環境保全上の支障の拡大を防ぐことが、健康被害への防止にもつながると考えます。

また、万が一、事故が起きた場合には、市長は応急措置を事業者に命ずるといった事故時の措置が法に定められています。

産業廃棄物の処理は、排出事業者の責任において処理されるものですので、処理施設での事故等において、一定の要件の下に排出事業者に対し、市長は支障の除去等を命ずることができま

す。なお、事業者が対応しきれない場合は、法の規定に基づき市が行政代執行をしなければなりません

事業者の倒産等に対する懸念について

最終処分場は、収入がなくなる埋立終了後において、廃止までの間、必要な維持管理を行わなければならないため、法の規定により、事業者は維持管理積立金を積み立てることが義務づけられています。

維持管理積立金は、法に基づき市が算定し通知した額を、事業者が埋立期間中、国の機関（独立行政法人 環境再生保全機構）に積み立てます。これに違反した場合は、事業の停止となり、その後も積み立てしない場合は許可を取消す行政処分を行うこととなります。

仮に事業者が倒産した場合は、施設の承継人、法人の役員であった者が維持管理積立金を取り崩し、最終処分場の維持管理に当たることとなり、これらの者がいない場合は、市が維持管理積立金を取り崩し、最終処分場の維持管理に当たります。

農産物への風評被害発生への懸念について

市としては、事業者が法の基準に則って適切に廃棄物を処理し、かつ、関連する環境法令を遵守している限りにおいては、風評被害が発生することはないものと考えています。

なお、仮に事故や処理基準違反により実際に農産物に被害が発生した場合は、環境法令の基本となる考え方である汚染者支払原則により、事業者が被害者への保障をすることとなるものと考えます。

以上